





第十八条	法第六十九条第二項の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定を適用する場合における労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四十六号)の規定の適用については、同令本則中「第十二条第二項」とあるのは、「第十二条第二項(石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、「保険給付に要する費用の予想額」とあるのは、「保険給付に要する費用の予想額並びに過去三年間の特別遺族給付金(石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第一項の特別会員の遺族給付金をいう。以下同じ。)の受給者数及び平均受給期間その他の事項に基づき算定した特別遺族給付金の支給に要する費用の予想額」と、「費用の額」とあるのは、「費用の額、特別会員の遺族給付金の支給に要する費用の額」とする。
附 則	(施行期日)
第一条	この政令は、法の施行の日(平成十八年三月二十七日)から施行する。
	(おいて同じ。)

<p><b>附則</b>　(平成十八年五月八日政令第一九三号)</p> <p>この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。</p> <p><b>附則</b>　(平成一八年一二月二〇日政令第三八九号)抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b>　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附則</b>　(平成一九年三月三一日政令第二四号)抄</p>
<p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b>　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附則</b>　(平成一九年五月二十五日政令第六八号)抄</p>
<p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b>　この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附則</b>　(平成一九年四月二三日政令第一六一号)抄</p>
<p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b>　この政令は、平成二十年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附則</b>　(平成二一年三月二三日政令第五二号)抄</p>
<p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b>　この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附則</b>　(平成二一年一二月二十四日政令第二九六号)抄</p>
<p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b>　この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。</p>
<p><b>附則</b>　(平成二二年五月二六日政令第一四二号)抄</p>
<p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b>　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>

康被害の救済に関する法律の規定を適用する場合には、同法第二十二条第一項第一号中「施行日」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百四十二号）の施行の日」と、同項第二号及び同法第二十二条第二項中「施行日」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百四十二号）の施行の日」とする。

附 則（平成二五年四月一一日政令第一二二号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

附 則（平成二七年三月二五日政令第九三号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一三八号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月一一日政令第一三七九号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年七月一四日政令第一九六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和五年四月七日政令第一六三号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。